

特定非営利活動法人 日本語教育ネットワーク

事業名	にほんご がくしゅう きょうしつ	
枠の種類	(1) 一般枠 ・ (2) ネーミング事業	
① 事業の目的	共助支援事業として、川越市、地域の自治会や民生児童委員協議会のメンバーと連携し、地域社会に住む外国籍住民に日本語を教え、日本の生活習慣や地域社会のルールを教えて理解を深め、もって地域住民との共生社会を構築する。	
② 地域の課題と現状	近年、国の政策により、川越市居住の外国籍住民が増加している。当自治会内に於いても外国籍住人は増えつつある。地域社会の大きな問題として、日本語が良く理解できないために、ごみの出し方がわからない故のトラブル、生活習慣の違いなどを起因とした騒音問題等、地域社会の中で解決しなければならない問題が多々発生している。また、最近では、自治会内の住民間でも関係が希薄になり共助、共生の気風が損なわれている。このような関係は、災害が発生した時に大きな問題となろう。 今般、外国籍の住民の方々に多くの地域住民が関わることによって、相互の信頼を深め共助・共生の精神を高めたいと思料する。 また、令和元年6月21日、参議院で議員立法により「日本語教育の推進に関する法律」いわゆる、日本語教育推進法が成立した。その、第4条では国の責務を、第5条児童委員では地方公共団体の責務を明確に記している。 すでに、当 NPO 法人は、川越市国際文化交流課と共働で外国籍住民に日本語や日本文化を教授する活動を、川越市国際交流センターにおいて実施している。 今般、其処を起点として市内の自治会館にその活動を拡げ、より多くの地域住民と外国籍の住民に参加していただき、いろいろな体験や経験を披露しながらこれらの問題の解決を図り、もって多文化共生の社会を実現したい。	
② 事業の対象	A: 近隣に住む外国籍の住人 E: 川越市国際文化交流課 B: 自治会会員（地域住民） C: 民生委員、児童委員 D: 川越市社会福祉協議会	
③ 事業内容	にほんご がくしゅう きょうしつ の実施	対象
具体的な内容	① にほんご がくしゅう きょうしつの開催（川越市旭町1丁目自治会館） 外国籍の住人に日本語の基礎、日本文化、日本の風習・習慣などを教える。	A、B、C
	② 日本の文化や日本の風習を学ぶ交流サロンの開催。	A、B、C
	③ 自治会活動や地域を知る	A、B、C
	④ 夏祭り（自治会主催の盆踊り）	A,B,C,D,E
	⑤ 自治会内の防災訓練、ゴミゼロ運動への参加（5月、11月）	A、B、C.
	⑥ 「やさしい日本語」を使った回覧板の作成と回覧	A、B、C、

		⑦ 川越市市報への掲載、川越市社協による「やさしい日本語」のパンフレット配布	D,E
			対象
⑤事業の実施により達成したい成果	1、日常生活に必要な日本語の習得		A
	2、日本語能力試験（JLPT）N3の取得		A
	3、災害時（地震、台風、火事、豪雨災害）に対処できる備えと、避難方法の習得		A
⑥⑤の測定方法	日本語能力試験 N5、N4、N3の取得		A
	自治会内防災訓練、ごみ0運動への参加率の測定		A、B、C
⑦事業がどのように課題解決につながるか	地域社会における外国籍住人と地域住民との相互理解を図り、もって多文化共生社会の実現を図りたい。		
	1、ごみ問題、騒音問題の解決		A、B、C
	2、地域防災組織への加入や訓練への参加率の向上		A、B、C
	3、自治会への加入率の向上		A、B、C
⑧事業計画	月	事業計画	広報計画
	6	コロナウィルスの影響により中止	中止
	7	夏祭り(盆踊り)中止 JLPT(日本語能力テスト)第1回7月5日(日)予定	広報チラシ作製・HP 立ち上げ打ち合わせ
	8	授業:なし	HP 立ち上げ打ち合わせ
	9	授業:4日(金)、8日(火)、11日(金)、15日(火) 18日(金)、25日(金)、29日(火) 以上、授業7回、交流サロン1回(9月22日)	旭町1丁目地内チラシ配り 川越市国際文化交流課より市報への掲載
	10	授業:2日(金)、6日(火)、9日(金)、13日(火) 16日(金)、20日(火)、23日(金)、27日(火)、30日(金) 以上、授業9回 ごみゼロ運動参加 10月25日(日)	脇田本町地内チラシ配り
	11	授業:6日(金)、10日(火)、13日(金)、17日(火) 20日(金)、24日(火)、27日(金) 以上、授業7回	旭町2丁目地内 チラシ配り
	12	授業:1日(火)、4日(金)、8日(火)、11日(金)、15日(火)、18日(金)、22日(火)、25日(金) クリスマス会 以上、授業7回、クリスマス会1回 JLPT(日本語能力テスト)第2回12月6日	旭町3丁目地内チラシ配り

	1	授業：8日（金）、12日（火）、15日（金） 19日（火）、22日（金）、26日（金） 29日（火）以上 授業7回	脇田新町地内チラシ配り
	2	授業：2日（火）、5日（金）、9日（火）、12日（金） 16日（火）、19日（金）、26日（金） 以上、授業7回 以上、授業44回、交流サロン1回、ごみゼロ運動 参加1回、クリスマス会1回、JLPT テスト 1 回	広栄町地内チラシ配り
⑨連携先	川越市 担当 国際文化交流課 川越市社会福祉協議会 川越市旭町 1 丁目自治会 民生委員・主任児童委員 二川 悠子		
⑩役割分 担・連携 体制	川越市旭町 1 丁目自治会=>自治会館の管理、問題提起と情報共有、授業 NPO =>授業、募集活動 民生委員=>問題提起、情報提供、授業 川越市社会福祉協議会=>情報提供、広報活動 川越市国際文化交流課=>広報、募集活動		
⑪補助終 了後の継 続	令和 3 年度より「日本語教育推進法」の成立を受け国は新たな予算執行を行う。それを受けて 川越市内の自治会館を利用し拡張を図っていく予定である。もって、共助による多文化共生の 実現に向けた活動を継続していきたい。		